

野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務

プロポーザル実施要領

令和8年2月
野洲市

目次

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
3	担当課.....	2
4	企画提案の実施	2
5	参加資格	3
6	参加表明	6
7	審査書類の提出	7
8	企画提案等の審査.....	8
9	参加表明、企画提案書作成に係る質問書の受付及び回答.....	10
10	提出書類の取扱い.....	11
11	情報の公開及び提供.....	11
12	契約の締結等.....	11
13	その他.....	12
14	事業スケジュール.....	13
15	問合せ先.....	14
別表1	実績審査基準.....	15
別表2	企画提案基準.....	16

1 趣旨

この要領は、野洲市(以下、「市」という。)が実施する野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務(以下、「本業務」という。)の事業者を選定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務
- (2) 事業手法：本業務は、施設の所有及び資金調達に関しては市が行い、施設の設計業務・建設業務を特定事業者に包括的に委託する、DB(Design・Build)方式により実施する。
- (3) 業務内容：野洲川 MIZBE ステーションの整備に係る設計業務及び建設・整備業務とする。
 - ア 設計業務(基本設計業務、実施設計業務、申請業務、工事監理業務)
※設計の際に必要な測量調査、地質調査等を含むものとする。
 - イ 建設業務(建築一式工事、外構工事<駐車場整備含む>)
※備品工事は含まない。
 - ウ その他の詳細については、「野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務プロポーザル要求水準書」に示す。
- (4) 業務期間：本業務の業務期間は以下に示す期間を想定している。
 - ア 設計業務：契約締結日翌日～令和9年3月末日
 - イ 建設業務及び外構工事：令和9年4月～令和10年3月末日
※補助金・交付金の採択状況によりスケジュールが変更になる場合がある。
※令和10年4月供用開始を予定。
- (5) 敷地等の概要
 - ア 所在地：野洲市市三宅地先
 - イ 都市計画：市街化調整区域
 - ウ 用途地域：無し
 - エ 建ぺい率：70%以下
 - オ 容積率：200%以下
- (6) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、以下の通りとする。なお、上限価格を超えた提案は失格とする。

提案上限価格：

1,350,000,000 円(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

(設計業務等：96,000,000 円)

(工事施工・監理業務等：1,254,000,000 円)

ただし、各年度の支払い限度額（消費税および地方消費税を含む。）は、令和8年度が96,000,000円、令和9年度が1,254,000,000円とする。

本業務は、令和8年度から令和9年度までの継続事業とし、支払いは、原則、年度毎に業務完了後に支払うものとする。

ただし、前払金及び部分払金の支払いについては、契約時に市と協議して定めることとする。

(7) 契約方法

契約手続きは、本市契約規則に定めるところによるものとする。契約書は本市と優先交渉権者が協議のうえ定めるものとする。

3 担当課

担 当：野洲市都市建設部 MIZBE ステーション整備室

住 所：〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

電 話：077-516-4630

F A X：077-587-6960

メール：mizbe@city.yasu.lg.jp

4 企画提案の実施

(1) 目的

市は、国土交通省と連携し、地域活性化や賑わいの創出に寄与し、災害の際は水防活動拠点として機能する「MIZBE ステーション」と、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す「かわまちづくり計画」を一体とした、野洲川 MIZBE ステーションの整備のため、野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり計画を作成した。

計画をもとに、市民意向把握調査や対話の場、社会実験等を重ねるとともに、野洲川 MIZBE ステーションかわまちづくり検討部会及び野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり協議会での検討を経て、野洲川 MIZBE ステーションは、野洲川の自然に親しみながら、ここでしか得られない体験や出会い・交流を市民とともに創出する『市民とともにつくる、人と自然の好循環を育む「学び」の拠点』を目指している。

この目標を実現するため、民間事業者の専門的な知識や技術を活用し、地域の魅力を感じ市民が誇れる施設とすべく、施設的设计業務・建設業務を特定事業者に包括的に委託する、DB(Design・Build)方式により、整備事業者を広く公募により選定するものである。

(2) 企画提案に求める内容

実績及び見積書の他、以下項目における企画提案を求める。企画提案内容については、「7 審査書類の提出」に詳細を示す。

ア 全体

イ 設計・プラン

ウ 施工

5 参加資格

本業務への応募者は、単体あるいは複数の企業等で構成されるグループとし、応募者は、応募手続きを代表して行う企業(以下、「代表事業者」という。)を定めるものとする。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者の構成等は次のとおりとする。
 - a 代表事業者
 - b 設計企業
 - c 建設企業
- イ 応募者は、応募にあたり代表事業者、構成企業を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の企業で分担することは差し支えない。
- ウ 応募者の変更は原則としては認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。
- エ 応募者は、他の応募者の代表事業者、構成企業となることはできない。

(2) 参加資格要件

応募者(各構成企業含む)は次の資格要件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成 20 年野洲市告示第 88 号)に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成 16 年野洲市訓令第 33 号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- オ 野洲市暴力団排除条例(平成 23 年野洲市条例第 22 号)第 6 条の規定により、次の a から f の要件に該当する者でないこと。
 - a 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - b 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- f 上記 a から e までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人間関係 次のいずれかに該当する 2 者の関係にある場合。

- a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。
- b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ 本市が本業務に係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。

(ア) 商号 三井共同建設コンサルタント株式会社

所在地 東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号

(イ) 商号 株式会社ワイキューブ・ラボ

所在地 大阪府大阪市西区川口 1-4-11

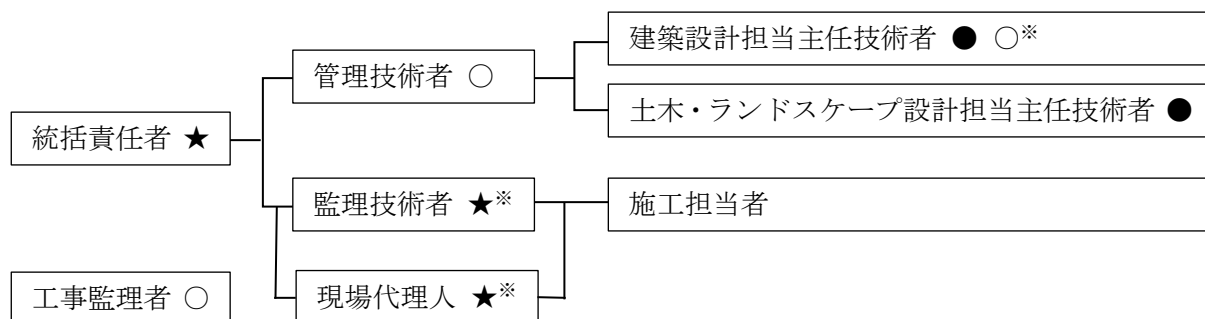
ク 選定委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)その他の関係を有する者でないこと。

ケ 設計業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること。

- a 建築士法（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 23 条第 1 項の規定により一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- b 平成 28 年 4 月 1 日以降に設計が完了した、延床面積 500 m²以上の新築工事の建築設計を受注した実績を有すること。
- コ 建設業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること。なお、複数の事業者が分担して行う場合は、a の要件は全ての構成員が満たすこと。b の要件は代表構成員が満たすこと。c・d の要件はいずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする
 - a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
 - b 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が 1,050 点以上であること。
 - c 平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工引渡しが完了した、日本国内で国又は地方公共団体が発注の延床面積 500 m²以上の新築工事を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。）として受注した建築施工実績を有すること。
 - d 平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工引き渡し完了した、日本国内で国又は地方公共団体が発注の公園・緑地、グラウンド、広場を含む施設の建設工事を主契約者として受注した実績を有すること。
- サ 工事監理業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること。
 - a 建築士法（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 23 条第 1 項の規定により一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - b 平成 28 年 4 月 1 日以降に工事監理が完了した、延床面積 500 m²以上の新築工事の工事監理実績を有すること。
- シ 担当技術者は以下の要件を満たしていること。
 - (ア) 統括責任者
 - a 一級建築士または、一級建築施工管理技士の資格を有すること。
 - b 平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工引渡し完了した日本国内で国又は地方公共団体が発注の延床面積 500 m²以上の建築物の新築工事における実績
 - c 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、実績要領等の公表日において、雇用期間が 3 カ月以上経過しているものに限る。
 - (イ) 管理技術者
 - a 一級建築士の資格を有すること。
 - b 平成 28 年 4 月 1 日以降に設計が完了した、延床面積 500 m²以上の新築工事の建築設計実績を有すること。
 - c 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、実績要領等の公表日において、雇用期間が 3 カ月以上経過しているものに限る。
 - (ウ) 監理技術者
 - a 一級建築士または、一級建築施工管理技士の資格を有する者または、監理技術者証の交付を受領しているもしくは監理技術者講習修了証を受領している者であること。

- b 平成 28 年 4 月 1 日以降に竣工引渡し完了した日本国内で国又は地方公共団体が発注の延床面積 500 m²以上の建築物の新築工事における実績
 - c 直接かつ恒常的な雇用関係を有する者で、実績要領等の公表日において、雇用期間が 3 カ月以上経過しているものに限る。
 - d 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
- (エ) 工事監理者（工事監理業務を統括する主担当者）
- a 一級建築士の資格を有すること。
 - b 平成 28 年 4 月 1 日以降に設計が完了した、延床面積 500 m²以上の新築工事の建築設計実績を有すること。
 - c 直接かつ恒常的な雇用関係を有する者で、実績要領等の公表日において、雇用期間が 3 カ月以上経過しているものに限る。



- ・同じ印を付したものはそれぞれ兼務できるものとする
- ・※を付したものは兼務する業務に必要な資格を有する場合に可とする

図 業務の実施体制

6 参加表明

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。ただし、野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の（１）イからオの書類を省略することができる。

なお、プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、要求水準書及び野洲市契約規

則等の各規定を理解した上で、書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ウ 個人にあつては、身分証明書
- エ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- オ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- カ 守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）
- キ 複数の企業等で構成されるグループについては、次の書類を提出すること。
 - a 特定建設工事共同企業体届出書（グループ結成届出書）（様式3）
 - b 特定建設工事共同企業体協定書（様式4-1）
 - c 設計共同体協定書（様式4-2）
 - d 特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（様式4-3）
- ク 構成企業の実績、資格等（様式5-1～5-3）及び次の書類
 - 5(2)ケに示す一級建築士事務所登録の写し
 - 5(2)コに示す特定建設業の許可及び総合評定値を示す書類
 - 5(2)サに示す一級建築士事務所登録の写し（工事監理業務を設計業務とは別の企業が行う場合）
- ケ 企業概要資料（任意様式、パンフレット可）
- コ 5(2)シに示す担当技術者の資格及び実績を示す書類（様式6-1～6-3）
- サ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(2) 提出期限：令和8年3月5日(木)

(3) 提出部数：正副各1部

(4) 提出場所：「3 担当課」に同じ

(5) 提出方法：持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期限終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(6) 審査結果：参加表明書提出者に対し、「提案資格の確認通知書」を電子メールで通知する。なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、提案書を提出することはできない。

7 審査書類の提出

(1) 提出書類

- ア 審査書類提出届（様式7）
- イ 企業実績（実績審査用）

- a 設計実績（様式 8-1）
 - b 工事实績（様式 8-2）
 - ウ 各業務を担当する構成企業の配置予定技術者の資格・実績（実績審査用）
 - a 管理技術者の資格・実績（様式 9-1）
 - b 建築設計担当主任技術者の実績（様式 9-2）
 - c 土木・ランドスケープ設計担当主任技術者の実績（様式 9-3）
 - d 監理技術者の実績（様式 9-4）
 - エ 企画提案書（様式 10）
 - a 正本とする提案書の表紙には代表事業者の代表印を押印すること
 - b 正本のみ表紙に会社名等を記入し、副本には会社名が推測される記載やデザイン等を削除すること。
 - c 事業者の計画、ノウハウ、アイデア、考え方等を具体的に分かりやすく示し提案すること。また、各項目において積極的な自由提案を求める。（求める記載内容は「別表 2 企画提案審査基準」参照）
 - d 企画提案は、本業務における具体的な取り組み方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
 - e 使用用紙は A3 横書き、片面印刷とし、ページ番号を附すること。また、文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、明確かつ具体的に記述すること。分かりやすさや見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ、図面等を適宜利用すること。
 - オ 見積書（様式 11 および任意様式）
 - a 様式 11 を鑑とし、別途内訳書（任意様式）を添付する。
 - b 見積書（要押印、要封緘）は見積金額の明細を記載し、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。
- (2) 提出受付：令和 8 年 3 月 10 日(火)～令和 8 年 4 月 13 日(月)正午
- (3) 提出部数：正副各 1 部 ※ただし、様式 10 のみ 11 部(正本 1 部、副本 10 部)及び CD-R 1 部
 CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、CD-R への格納の条件は、次のとおりとする（CD-R の提出方法は以下同様とする）。
- a CD-R:Windows フォーマット
 - b 使用アプリケーション:PDF形式。ただし様式10については、副本のデータを格納すること。
- (4) 提出場所：「3 担当課」に同じ
- (5) 提出方法：持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記の提出期限終了までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

8 企画提案等の審査

審査は「実績審査」及び「企画提案審査」により実施する。
応募者が6者以上の場合は、一次審査を実施し5者を選定したうえで二次審査を実施する。なお、5者以下の場合は一次審査を実施せずに二次審査実施時に併せて評価する。一次審査による選定の有無は「提案資格の確認通知書」にて通知する。

(1) 一次審査

- ア 応募者が6者以上の場合に実施し、二次審査に進む5者を選定する。
- イ 「別表1 実績審査基準」及び「別表2 企画提案審査基準」に基づき、市が設置する野洲川 MIZBE ステーション事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において書類審査を行う。(5者以下の場合は「別表1 実績審査基準」に基づき書類審査を行い、二次審査実施時点で総合して評価する。)
- ウ 一次審査による選定の有無は、参加表明書提出者に対し「参加資格確認通知書」(通知予定日：令和8年3月9日)を電子メールにて通知する。
- エ 一次審査を実施した場合の審査結果は、参加表明書提出者に対し「一次審査結果通知書」(通知予定日：令和8年4月23日)を電子メールで通知する。

(2) 二次審査

1)選定委員会

- ア 二次審査に当たり、選定委員会において、プレゼンテーション審査を実施する。
- イ 選定委員会では、提出された企画提案書等の関係書類について、「別表2 企画提案審査基準」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。
- ウ 審査は、選定委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の総合的に評価のうえ審査を行い、優先交渉権者を選定する。

2)プレゼンテーション審査

- ア 実施日：令和8年4月27日(月曜日)午後 予定
- イ 会場：野洲市役所本館
- ウ 時間等の詳細は、参加表明書を提出した参加者(応募が6者以上の場合は1次審査にて選定された参加者)に結果通知とともに連絡する。
- エ プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり40分程度(準備5分、提案書説明20分厳守、質疑応答10分、後片付け5分)を目安とする。
- オ 説明は、事前提出した企画提案書に基づき行うものとし、当日の追加資料については認めない。
- カ 出席者は1提案事業者あたり3名以内とし、内1名は受託した場合における管理技術者であること。
- キ プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。(プロジェクター、スクリーンを持ち込むことも可能)
- ク 応募者が1者の場合であっても、選定委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を優先交

渉権者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においてはこの限りではない。

- ケ プレゼンテーション審査は原則非公開で行う。(各提案事業者が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、各提案事業者の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため。また、選定委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。)

3)見積評価

- ア 企画提案書と共に提出する見積書について、以下計算式により算出した率に基づき評価する。

$$=10 \text{ 点} \times (\text{提案上限価格} - \text{提案者の見積金額}) \div (\text{提案上限価格} - \text{最低見積額})$$

※小数点以下第二位を切り捨て、小数点第一位までの値とする。

※最低見積額：全ての提案者の内、最も低い見積金額

4)審査結果

- ア 「8 企画提案等の審査(4)優先交渉権者の決定」に基づき、審査結果をプレゼンテーション審査実施者に通知する。

(3) 配点

合計点数は100点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

項目	点数(満点)
1. 実績審査基準	15点
2. 企画提案審査基準	75点
3. 見積評価	10点

(4) 優先交渉権者の決定

- ア 一次審査及び二次審査の結果、評価順位が第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者、順次、以下の交渉順位を確定し、第一位の優先交渉権者と締結に向けた個別交渉を行う。(最高評価点を獲得した提案事業者が複数あった場合は、評価基準に基づく企画提案の評価点がより高かった提案事業者とする。)
- イ 二次審査の評価点が6割未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。
- ウ プレゼンテーション審査を実施した提案事業者宛てに、令和8年5月上旬に「審査結果通知書」を送付する。

9 参加表明、企画提案書作成に係る質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付及び回答

- ア 受付期間期限：令和8年2月3日(火)から2月18日(水)

イ 受付場所：「3 担当課」に同じ

ウ 受付方法：質問書(様式12)に記載の上、この要領に記載している電子メールアドレス宛に提出するものとする。電話での質問には応じない。

(2) 質問書の解答

ア 回答方法：野洲市ホームページに令和8年2月25日(水)までに掲載する。個別に回答はしないものとする。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

11 情報の公開及び提供

- (1) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

12 契約の締結等

本業務の契約は、以下の通り進めるものとする。

(1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者選定後、本業務を円滑に進めるために必要な事項を定めた基本協定を野洲市議会の議決を経て、代表事業者と締結する。

(2) 設計業務契約

本業務の財源は補助金・交付金の採択を想定しているため、その採択決定後、本業務の設計業務に関する契約を締結する。

(3) 建設業務契約の締結

本業務の財源は補助金・交付金の採択を想定しているため、その採択決定後、本業務の建設業務に関する契約を締結する。

(4) 契約スケジュール(予定)

契約業務	年月
基本協定	令和8年6月下旬
設計業務契約	令和8年6月下旬

(5) 契約保証金

事業契約締結に必要な契約保証金は、野洲市契約規則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 7 号)第 31 条から第 34 条までの規定によるものとし、契約保証金の額は、本施設の施設整備業務費相当額に当該額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとする。なお、本市を被保険者とする契約保証金額に相当する履行保証保険契約を締結する場合の履行保証保険の有効期間は本実施要領 2 事業の概要(4)イに示した期間とする。

(6) 支払い条件について

野洲市会計規則第 48 条の規定により、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前金払の支払いを発注者に請求することができる。

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等の作成に要する全ての経費は、応募者の負担とする。また、やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載内容の変更は認めない。また、特別な事情がない限り、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者の変更は認めない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載した者に対して指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、事業者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本業務の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

ア 優先交渉権者が提出した参加表明書及び企画提案書等について、市が必要と認める場合

イ 野洲市情報公開条例の規定が適用される場合

本業務は財源として想定している補助金・交付金の採択と野洲市議会の議決が必要な契約であることから、補助金・交付金の採択に至らなかった場合、又は議決を得られなかった場合には事業契約の締結が不可能、若しくはスケジュールが変更となる場合がある。スケジュールの変更に伴う事業計画の変更等については、市と十分な協議を行い決定していくものとする。なお、応募者は参加表明書を提

出した段階で上記の事項について合意したものとし、一切の損害賠償の請求はできないものとする。

(6) 参加辞退の場合は参加届の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式 1 3）により、担当課宛に提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 二次審査において本市が定める基準点を下回った場合
- キ 参考見積書の金額が、上限額を超過した場合

(8) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(9) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(10) 貸与資料を希望する者は、別紙の申込書（様式 1 4）を本書に規定する問合せ先（3 担当課）に電子メールにて提出すること。提出以後は事務局の指示に従い、貸与資料を受領すること。

1 4 事業スケジュール

本実施要領の公表から本施設の供用開始までのスケジュールを以下のとおりとする。

なお、現時点での予定であり、変更が生じた場合はその都度協議する。

No.	内容等	スケジュール
1	実施要領等の公表（公告）	令和 8 年 2 月 3 日
2	質問の受付期間	令和 8 年 2 月 3 日～2 月 18 日
3	質問の回答期限	令和 8 年 2 月 25 日
4	参加表明書の受付	令和 8 年 2 月 4 日～令和 8 年 3 月 5 日
5	参加資格確認通知書の通知	令和 8 年 3 月 9 日
6	審査書類の受付	令和 8 年 3 月 10 日～4 月 13 日正午
7	審査書類提出期限	令和 8 年 4 月 13 日正午
8	選定委員会の開催（1 次審査）	令和 8 年 4 月 20 日午後 予定

9	(応募者6者以上の場合)1次審査結果の通知	令和8年4月23日
10	選定委員会の開催(2次審査)	令和8年4月27日午後 予定
11	優先交渉権者の決定及び通知	令和8年5月上旬
12	基本協定等の締結	令和8年6月下旬
13	設計業務契約の締結	令和8年6月下旬
14	建設業務契約の締結	令和9年4月上旬
15	整備期間	基本協定締結～令和9年度末
16	供用開始	令和10年4月

15 問合せ先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1

野洲市役所都市建設部 MIZBE ステーション整備室

電話番号 077-516-4630

メール mizbe@city.yasu.lg.jp

別表1 実績審査基準

区分	評価対象	評価項目	評価基準	実績 件数	評価点	満点		
企業実績 (分担する場合は主となる企業の実績)	設計実績	過去10年間における建築設計実績	平成28年4月1日以降に設計が完了した延床面積500㎡以上の建築物の新築工事の建築設計を受注した実績	1以上	2.0	2.0		
		過去10年間における公園等設計実績	平成28年4月1日以降に設計が完了した、公園・緑地、グラウンド広場を含む10,000㎡以上の施設の設計業務を受注した実績	1以上	2.0	2.0		
	建設実績	過去10年間における建築工事实績		平成28年4月1日以降に竣工引渡し完了した日本国内で国又は地方公共団体が発注の延床面積500㎡以上の建築物の新築工事を主契約者(共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものをいう。以下同じ。)として受注した実績	5	2.0	2.0	
					4	1.5		
					3	1.0		
					2			
					1	0.5		
		過去10年間における公園等工事实績		平成28年4月1日以降に竣工引き渡し完了した、日本国内で国又は地方公共団体が発注の公園・緑地、グラウンド、広場を含む10,000㎡以上の施設の建設工事を主契約者として受注した実績	5	2.0	2.0	
					4	1.5		
					3	1.0		
2								
1					0.5			
0	0							
担当技術者の実績	管理技術者の評価	過去10年間における管理技術者の立場で従事した実績	平成28年4月1日以降に設計が完了した延床面積500㎡以上の建築物の新築工事の建築設計における実績	3	1.5	1.5		
		保有資格		技術士(都市および地方計画または総合技術監理部門)またはRCCM(都市計画及び地方計画または造園)または、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のいずれかの資格を有する	有		1.0	1.0
					無		0.0	
	現在の手持ち業務		現在(実施要領等の公表日)の手持ち業務の件数	5未満	0.5	0.5		
				5以上	0.0			
	建築設計担当主任技術者の評価	過去10年間における建築担当主任技術者の立場で従事した実績	平成28年4月1日以降に設計が完了した延床面積500㎡以上の新築工事の建築設計における実績	2	1.0	1.0		
				1	0.5			
				0	0.0			
	現在の手持ち業務		現在(実施要領等の公表日)の手持ち業務の件数	5未満	0.5	0.5		
				5以上	0.0			
	土木・ランドスケープ設計担当主任技術者の評価	過去10年間における土木・ランドスケープ設計担当主任技術者の立場で従事した実績	平成28年4月1日以降に設計が完了した、公園・緑地、グラウンド、広場を含む10,000㎡以上の施設の設計における実績	2	1.0	1.0		
				1	0.5			
				0	0.0			
	現在の手持ち業務		現在(実施要領等の公表日)の手持ち業務の件数	5未満	0.5	0.5		
				5以上	0.0			
監理技術者の評価	過去10年間における現場代理人(または監理技術者または主任技術者)の実績	平成28年4月1日以降に竣工引渡し完了した日本国内で国又は地方公共団体が発注の延床面積500㎡以上の建築物の新築工事における実績	2	1.0	1.0			
			1	0.5				
合 計				15.0				

※1 各用語については、「野洲川 MIZBE ステーション設計施工業務プロポーザル要求水準書」の「用語の定義」を参照すること。

※2 兼務により同一の者が複数の評価対象に該当する場合は、兼務しているそれぞれの評価対象ごとに個別に評価を行う。

別表2 企画提案審査基準

A:特に優れた提案である(×1.0)/B:優れた提案である(×0.75)/C:やや優れた提案である(×0.5)
 /D:評価できる記載がない(×0)

テーマ	項目	評価の視点	点数	
(1) 全体 A3用紙 2枚分 以内	ア 業務実施 方針・コンセ プト	<ul style="list-style-type: none"> 野洲川 MIZBE ステーションの整備に関する理解度 『運営・利活用方針』を踏まえ、野洲川 MIZBE ステーションの整備に合ったコンセプトが立てられているか 	5	15
	イ 市民意見 聴取等	<ul style="list-style-type: none"> 野洲川 MIZBE ステーションが地域のにぎわいの場として活用されるために、市民意見の反映方法について効果的な提案が行われているか 野洲市をはじめ、国交省との調整など、設計施工に伴い必要となる関係各所調整との調整に工夫や配慮があるか 	5	
	ウ 設計施工 工程の管理	<ul style="list-style-type: none"> 設計施工一括発注を生かし、業務工程(設計・施工含む)が適切に提案されているか 遅延防止策や不測の事態への対策について検討されているか 	5	
(2) 設計・プ ラン A3用紙 3枚分 以内	ア 配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 野洲川 MIZBE ステーション全体として当該用地の特性を活かした配置計画・動線計画となっているか 複数の施設が配置される野洲川 MIZBE ステーションにおいてエリアを回遊しやすい適切で効果的なサイン計画となっているか 	10	40
	イ デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 野洲川 MIZBE ステーション全体として当該用地の特性を活かし、高等専門学校や周辺環境との調和がとれた魅力あるデザインとなっているか 野洲市民が誇れる地域の魅力を感じるデザインとなっているか 	10	
	ウ 交流・に ぎわい	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に市民の交流やにぎわいの拠点となる利活用しやすい施設となっているか 	10	
	エ 安全・防 災	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、子ども、大人、高齢者、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい計画となっているか 	4	
		<ul style="list-style-type: none"> セキュリティに配慮した施設計画の提案がされているか 河川防災ステーションとしての機能が効果的に備わっているか 	3	
オ 環境配 慮・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 整備から維持管理まで、ライフサイクルコスト縮減に関する有効な提案がされているか 	3		
(3) 施工 A3用紙 1枚分 以内	ア 施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理等への配慮がされた計画となっているか 近隣住民・周辺環境に配慮された計画となっているか 	3	15
	イ 施工精度	<ul style="list-style-type: none"> 施工中の品質管理、施工精度を確保するための方策が提案されているか 	4	
	ウ 施工コス ト管理	<ul style="list-style-type: none"> 全工期に渡り、契約金額内でコストマネジメントを行う為の具体的な提案と積極的な姿勢が示されているか 	5	
	エ 完成後の 調整	<ul style="list-style-type: none"> 引渡し後の建築及び設備全般についての工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷や不都合の修理・補修を行う体制が示されているか 全体完成後のフォローアップ体制について、具体的に提案されているか 	3	
(4) その他	プレゼンテー ション	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容、業務の背景や課題等の理解度 各担当技術者の本業務への適性 取組み意欲の高さや積極性 総合的見地からの考え方の的確性 説明の論理性、分かりやすさ 	5	5
合計			75	